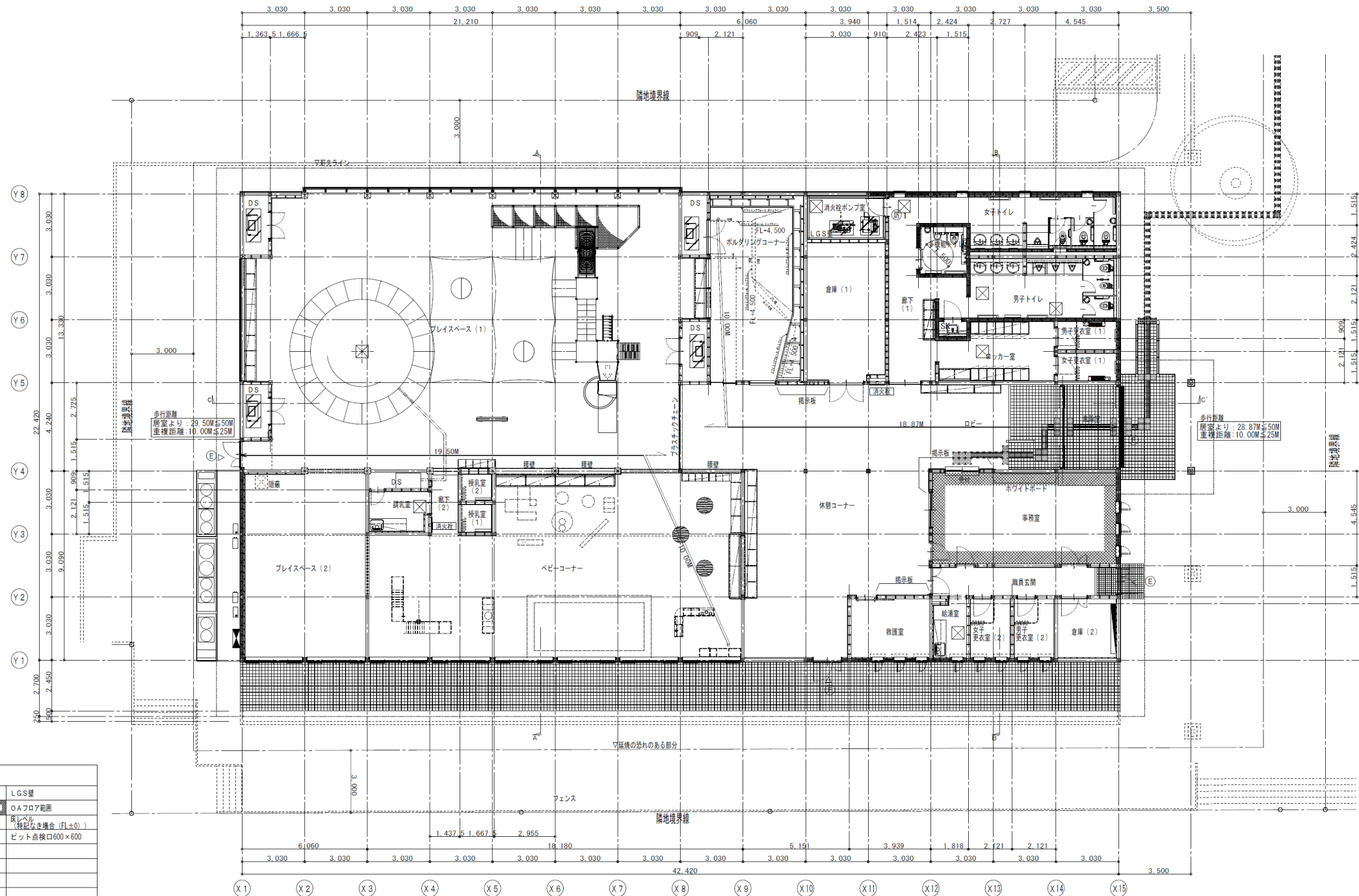
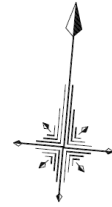


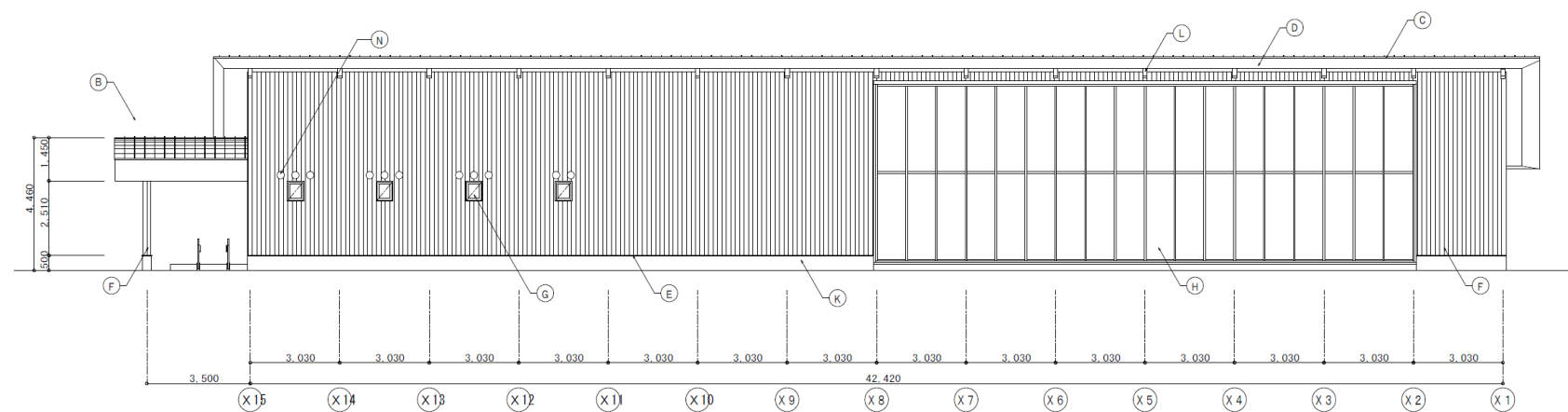
資料 1 施設概要

項目	内容
施設分類	子育て支援施設
施設名称	屋内アスレチック施設
所在地	福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町 6 番地 1
管理担当課	教育総務課 子育て支援係
供用開始日	令和 4 年 6 月 18 日
設置根拠	地方自治法 浪江町屋内アスレチック施設の設置及び管理に関する条例
設置目的	子どもの運動の機会を確保し、子どもの健康増進及び健やかな心の発達に寄与するとともに、施設を活用した町民の基礎体力の向上及び利用者相互のコミュニケーションの促進を図ることを目的とする。
建物構造	木造
敷地面積	2744.93 m ²
延べ床面積	979 m ²
駐車場台数	50 台 ※復興まちづくり支援施設及び福祉センターと共用
設備等	屋内遊び場(すくすくひろば、のびのびひろば、わんぱくひろば) ボルダリングコーナー 休憩コーナー
開館日	平日 10 時から 20 時まで 土日祝日 10 時から 17 時まで 休館日 毎週水曜日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで ※水曜日が祝日の場合は開館し、翌平日が休館となります。
利用料金	無料(ボルダリングシューズレンタルのみ 300 円)
財源	福島県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(屋内遊び場確保事業)補助金

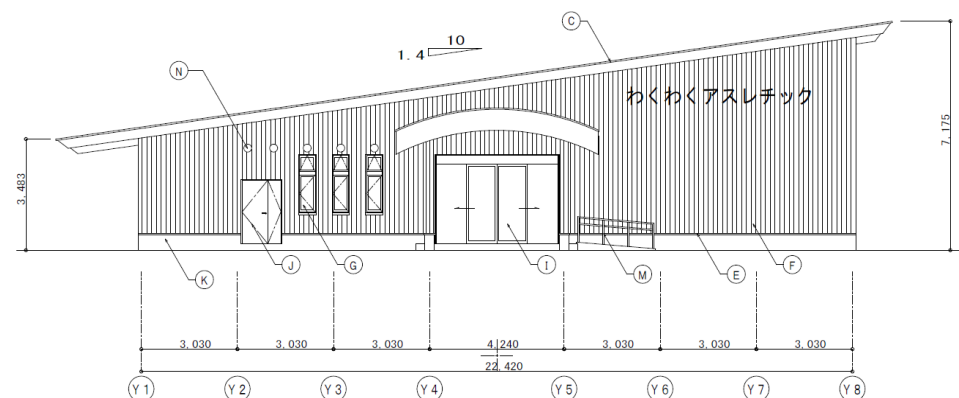
[illegible]

竣工図

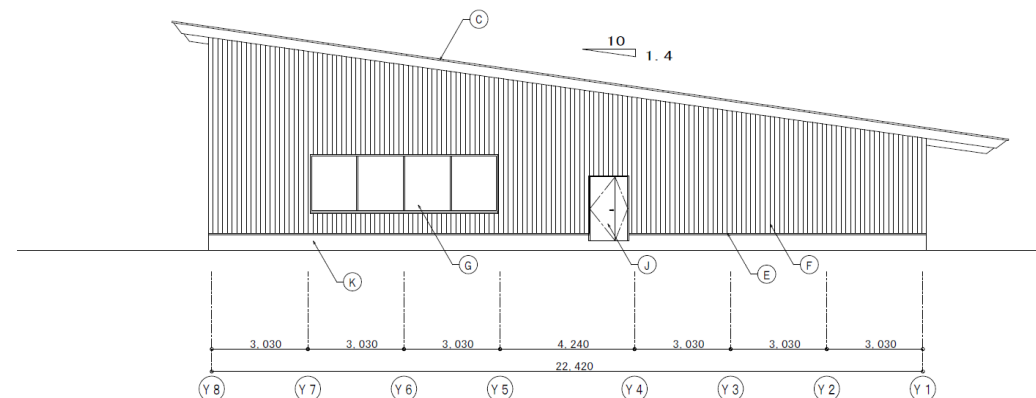
訂 正		横山建設株式会社 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2	工事名 アスレチック施設新築工事（建築）	承認	現場代理人	担当者	図面名 平面図	S=1/100	令和3年12月
								(A3:1/200)	



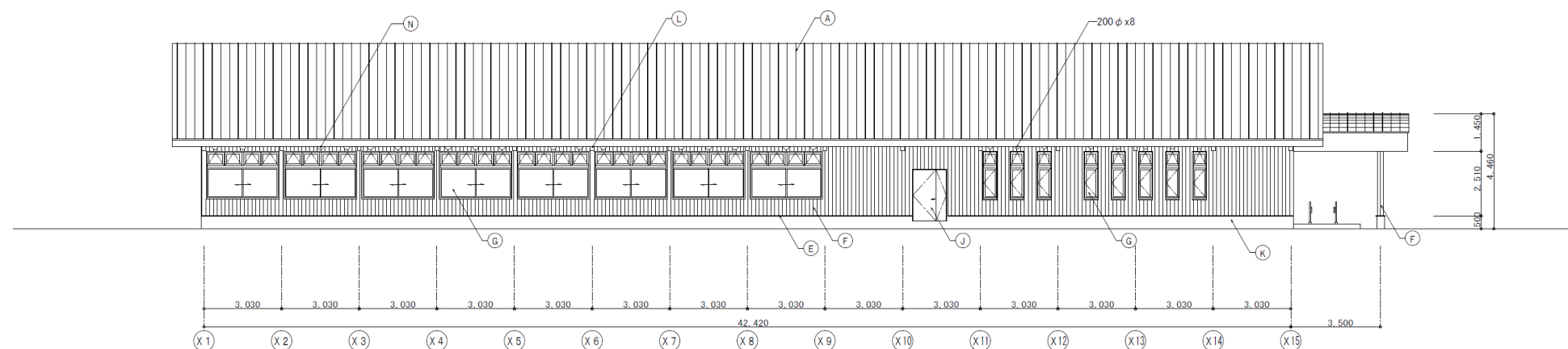
北側立面圖 S:1/100



東側立面図 S:1/100



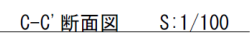
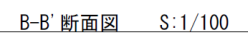
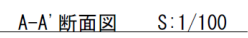
西側立面圖 S:1/100



南側立面圖 S:1/100

竣工图

訂 正		横山建設株式会社 福島県双葉郡浪江町大字歳世橋字辻前12番地2	工事名 アスレチック施設新築工事（建築）	承認	現場代理人	担当者	図面名 立面図	S=1/100	令和 3 年 12 月 28
								(A3:1/200)	



竣工図

訂 正		横山建設株式会社 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2	工事名 アスレチック施設新築工事（建築）	承認	現場代理人	担当者	図面名 断面図	S=1/100	令和 3 年 1 2 月 図面番号 D-22
								(A3:1/200)	

ふれあいげんきパーク利用者数

令和6年度

	開館日数	キッズスペース	ボルダリング スペース	計
4月	26	881	115	996
5月	26	938	87	1,025
6月	26	1,080	116	1,196
7月	26	1,059	105	1,164
8月	27	2,019	222	2,241
9月	26	1,577	155	1,732
10月	26	865	120	985
11月	26	1,479	156	1,635
12月	24	824	107	931
1月	24	968	111	1,079
2月	24	1,208	105	1,313
3月	27	1,450	165	1,615
計	308	14,348	1,564	15,912

令和5年度

	開館日数	キッズスペース	ボルダリング スペース	計
4月	26	900	93	993
5月	26	856	132	988
6月	26	632	68	700
7月	27	901	79	980
8月	26	1,349	142	1,491
9月	26	903	76	979
10月	27	776	67	843
11月	25	868	104	972
12月	24	538	56	594
1月	24	905	56	961
2月	25	1,166	81	1,247
3月	27	1,221	93	1,314
計	309	11,015	1,047	12,062

令和4年度

	開館日数	キッズスペース	ボルダリング スペース	計
6月	12	566	96	662
7月	27	1,124	121	1,245
8月	26	1,275	148	1,423
9月	26	1,215	145	1,360
10月	27	813	68	881
11月	25	829	91	920
12月	24	625	58	683
1月	24	769	70	839
2月	24	812	77	889
3月	26	967	72	1,039
計	241	8,995	946	9,941

○浪江町屋内アスレチック施設の設置及び管理に関する条例

(令和 3 年 12 月 14 日条例第 47 号)

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条第 1 項の規定に基づき、子どもの運動の機会を確保し、子どもの健康増進及び健やかな心の発達に寄与するとともに、施設を活用した町民の基礎体力の向上及び利用者相互のコミュニケーションの促進を図るため、浪江町屋内アスレチック施設（以下「屋内アスレチック施設」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 屋内アスレチック施設は、浪江町大字権現堂字矢沢町 6 番地 1 に置く。

(施設)

第 3 条 屋内アスレチック施設は、次の施設をもって構成する。

- (1) 屋内遊び場
- (2) ボルダリングコーナー
- (3) 休憩コーナー

(事業)

第 4 条 屋内アスレチック施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 屋内における子どもの遊び場の提供
- (2) 子育て支援に関する活動及び情報の提供
- (3) その他屋内アスレチック施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(利用者の範囲)

第 5 条 屋内遊び場を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 小学生以下の者及びその保護者
- (2) 子育てに資する活動、研修等を行う個人又は団体
- (3) その他町長が適当と認める者

(開館時間及び休館日)

第 6 条 屋内アスレチック施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第 7 条 屋内アスレチック施設は、その設置の目的に反しない範囲において、その全部又は一部を占有して使用させることができる。

2 屋内アスレチック施設の全部又は一部を占有して使用しようとする者（第 9 条において「使用者」という。）は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 町長は、屋内アスレチック施設の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

(使用できる者の範囲)

第8条 屋内アスレチック施設の全部又は一部を占用して使用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 子育てに資する活動、研修等を行う個人又は団体

(2) その他町長が適当と認める者

(使用許可の制限)

第9条 町長は、使用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあること。

(2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあること。

(3) その他屋内アスレチック施設の管理及び運営に支障をきたすおそれがあること。

(使用許可の取消し等)

第10条 町長は、使用許可を受けた者が次のいずれかに該当するとき、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 偽りその他不正な行為により使用していることが明らかになったとき。

(3) 使用許可に係る条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により使用許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって、使用許可を受けた者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第12条 屋内アスレチック施設の使用料は、次のとおりとする。

種別	料金
屋内遊び場	無料
ボルダリングコーナー	無料
レンタルシューズ	1日 300円

2 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第13条 町長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(入場の制限)

第14条 町長は、次のいずれかに該当する者又はそのおそれがある者の入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 屋内アスレチック施設の管理及び運営に支障をきたし、又はそのおそれがあると認められる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、町長が適当でないと認める者
(損害賠償の義務)

第15条 屋内アスレチック施設を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 屋内アスレチック施設の管理は、法第244条の2第3項の規定に基づき、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年浪江町条例第3号）の定めるところにより町長が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第7条、第9条、第10条及び第12条から第14条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第12条及び第13条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条第1項中「次のとおり」とあるのは「次の表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めた額」と、第13条中「ところにより」とあるのは「基準に従い」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 屋内アスレチック施設の管理運営に関する業務

(2) 屋内アスレチック施設の使用許可に関する業務

(3) 屋内アスレチック施設の利用料金に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、屋内アスレチック施設の管理運営上町長が必要と認める業務

(利用料金の収入)

第18条 第16条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

- 2 屋内アスレチック施設を供用するに当たり必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

○浪江町屋内アスレチック施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(令和 4 年 6 月 15 日規則第 20 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、浪江町屋内アスレチック施設の設置及び管理に関する条例（令和 3 年浪江町条例第 47 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第 2 条 条例第 6 条の規定による屋内アスレチック施設の開館時間は、別表 1 のとおりとする。

2 屋内アスレチック施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

3 前 2 項の規定にかかわらず、町長は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用の許可)

第 3 条 条例第 7 条の規定による施設の全部又は一部を占有して使用しようとする者（次項において「占有使用申請者」という。）は、浪江町屋内アスレチック施設占有使用申請書（様式第 1 号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の占有使用を認めるときは、占有使用申請者に浪江町屋内アスレチック施設占有使用許可書（様式第 2 号）により許可するものとする。

(使用料の減免)

第 4 条 条例第 13 条の規定による使用料の減免は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 町内の小中学校に在籍する児童生徒が使用する場合

(2) 浪江町又は町の機関の主催事業で使用する場合

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 6 月 18 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

区分	エリア	開館時間
平日	屋内遊び場	午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
	ボルダリングコーナー	午後 1 時 30 分から午後 8 時まで
土日祝日	屋内遊び場	午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
	ボルダリングコーナー	午前 10 時から午後 5 時まで

責任及びリスク分担表

甲：浪江町 乙：指定管理者

項目	内容等		甲	乙
物価等の変動	人件費、物品費、光熱費等の変動に伴う経費の増加		協議	
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増加			○
税制度の変動	税制変更に関するもの			○
法令の改正	施設の設置基準、管理業務等の変更により、施設、設備等の改修又は整備が必要なもの		○	
	施設の管理業務一般に関するもの			○
施設の利用許可等	甲の指定する施設の利用許可、利用許可の取消し等			○
	甲の指定する施設の目的外使用許可		○	
施設、設備の修繕等	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの			○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの		○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（1件につき20万円未満のもの）			○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（1件につき20万円以上のもの）		○	
貸与物品の修繕	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの			○
	その他		○	
備品の更新・新規購入	更新	指定管理者が希望する場合		○
		上記以外	○	
	新規購入	指定管理者が希望する場合		○
		上記以外	○	
施設の維持・管理	当該施設の日常的な維持・管理業務			○
	別記2に定める施設の維持・管理および法定点検として行う業務			○
施設の管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵によるもの		○	
	施設の管理の瑕疵によるもの			○
	その他		○	
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調に関するもの			○
	施設の管理運営に対する利用者又は地域住民からの要望、苦情等への対応に関するもの			○
セキュリティ	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等による情報漏洩、犯罪等の発生			○
	その他		○	
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの			○
	その他		○	
保険への加入	総合賠償補償保険への加入		○	
	その他管理業務の実施に当たり、必要な保険への加入			○
不可抗力	不可抗力に伴う管理業務の履行不能、施設等の損害復旧等		協議	
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は指定を取り消された場合における指定管理者の撤収費用			○

資料6-2

施設の維持・管理及び法定点検として行う業務

項目	回数
屋内アスレチック施設警備委託	通年
屋内アスレチック施設AED機器リース契約	通年
自動ドア点検	年間12回
消防設備定期点検 ※消防法第17条の3の3に基づく機器点検	年間2回
消防設備定期点検 ※消防法第17条の3の4に基づく総合点検	年間1回
遊具定期点検 ※一般社団法人日本公園協会「遊具の安全基準(JPFA-SP-S:2024)」に係る基準以上の点検	年間2回
ボルダリング定期点検	年間2回
電気、機械設備等点検 ※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による簡易点検	年間4回
電気、機械設備等点検 ※フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による定期点検	3年毎1回

貸与物品

【什器】

番号	品目	配置
1	傘立て	風除室
2	丸テーブル	休憩コーナー
3	チェア	休憩コーナー
4	ソファ	休憩コーナー
5	ソファ	事務室
6	ミーティングテーブル/4本脚	事務室
7	ミーティングチェア	事務室
8	平机/L脚	事務室
9	ワゴン/A4/2段	事務室
10	両開き扉型キャビネット(上段用)	事務室
11	3段引き出し型キャビネット(下段用)	事務室
12	ベース	事務室
13	天板	事務室
14	転倒防止壁固定金具	事務室
15	ミーティングテーブル/4本脚	救護室
16	ミーティングチェア	救護室
17	ガラス3枚引戸型キャビネット(上段用)	救護室
18	3枚引戸型キャビネット(下段用)	救護室
19	ベース	救護室
20	転倒防止壁固定金具	救護室
21	キッチンキャビネット	調乳室
22	円テーブル	授乳室1・2
23	授乳チェア	授乳室1・2
24	キッチンキャビネット	給湯室
25	軽中量棚/単体/棚段数5段	倉庫1
26	軽中量棚/連増/棚段数5段	倉庫1
27	壁固定金具	倉庫1
28	床固定金具	倉庫1
29	軽中量棚/単体	倉庫2
30	壁固定金具	倉庫3
31	床固定金具	倉庫4
32	テーブル	屋外
33	チェア	屋外

【カーテン】

1	カーテン	プレースペース1（西側窓）
2	手動ロールスクリーン	風除室(東側窓)
3	手動ロールスクリーン	風除室(東側窓)
4	手動ロールスクリーン	風除室(東側窓)
5	手動横型ブラインド	事務室(東側窓)
6	手動横型ブラインド	事務室(東側窓)
7	手動横型ブラインド	事務室(東側窓)
8	手動横型ブラインド	男子更衣室(2)南側窓
9	手動横型ブラインド	男子更衣室(2)南側窓
10	手動横型ブラインド	女子更衣室(2)南側窓
11	手動横型ブラインド	女子更衣室(2)南側窓
12	手動横型ブラインド	給湯室(南側窓)
13	手動横型ブラインド	救護室(南側窓)
14	手動横型ブラインド	救護室(南側窓)
15	手動横型ブラインド	救護室(南側窓)
16	ドレープカーテン	プレースペース1（西側窓）
17	房掛	プレースペース1（西側窓）
18	房掛	プレースペース1（西側窓）
19	ドレープカーテン	プレースペース2(南西窓)
20	ドレープカーテン	プレースペース2(南東窓)
21	房掛	プレースペース2（南側窓）
22	房掛	プレースペース2（南側窓）
23	房掛	プレースペース2（南側窓）
24	房掛	プレースペース2（南側窓）
25	ドレープカーテン	ベビーコーナー(南側窓)
26	ドレープカーテン	ベビーコーナー(南側窓)
27	ドレープカーテン	ベビーコーナー(南側窓)
28	ドレープカーテン	ベビーコーナー(南側窓)
29	ドレープカーテン	ベビーコーナー(南側窓)
30	ドレープカーテン	ベビーコーナー(南側窓)
31	レースカーテン	ベビーコーナー(南側窓)
32	レースカーテン	ベビーコーナー(南側窓)
33	レースカーテン	ベビーコーナー(南側窓)
34	レースカーテン	ベビーコーナー(南側窓)
35	レースカーテン	ベビーコーナー(南側窓)
36	レースカーテン	ベビーコーナー(南側窓)
37	房掛	ベビーコーナー(南側窓)
38	房掛	ベビーコーナー(南側窓)

39	房掛	ベビーコーナー(南側窓)
40	房掛	ベビーコーナー(南側窓)
41	房掛	ベビーコーナー(南側窓)
42	房掛	ベビーコーナー(南側窓)
43	房掛	ベビーコーナー(南側窓)
44	房掛	ベビーコーナー(南側窓)
45	房掛	ベビーコーナー(南側窓)
46	房掛	ベビーコーナー(南側窓)
47	房掛	ベビーコーナー(南側窓)
48	房掛	ベビーコーナー(南側窓)
49	間仕切用カーテン	男子更衣室(2)間仕切り
50	間仕切用カーテン	女子更衣室(2)間仕切り
51	間仕切用カーテン	男子更衣室(1)間仕切り
52	間仕切用カーテン	女子更衣室(1)間仕切り
53	アコーディオンカーテン	授乳室(1)間仕切り
54	アコーディオンカーテン	授乳室(2)間仕切り

【遊具等】

1	木製キッチン/シンク	ベビーコーナー
2	木製キッチン/コンロ	ベビーコーナー
3	木製キッチン/食器洗い機	ベビーコーナー
4	木製キッチン/冷蔵庫	ベビーコーナー
5	木製キッチン/コーナーユニット	ベビーコーナー
6	システムテーブル/長方形	ベビーコーナー
7	チェア(トピー)白木	ベビーコーナー
8	l'mgreenアイスクリームセット	ベビーコーナー
9	よつばのままごと/オープンレンジ	ベビーコーナー
10	よつばのままごと/バーベキューコンロ	ベビーコーナー
11	よつばのままごと/ショーケース	ベビーコーナー
12	よつばのままごと/カウンターテーブル	ベビーコーナー
13	よつばのままごと/フードコンテナ	ベビーコーナー
14	よつばのままごと/ショップパネル	ベビーコーナー
15	このままごと/いっぱいSCセット3	ベビーコーナー
16	お買い物ごっこ/SCセット2	ベビーコーナー
17	磁石でくつつく/おままごと/特上すし3名様	ベビーコーナー
18	木のままごと/食器セット	ベビーコーナー
19	調理器具/ままごとセット	ベビーコーナー
20	システムテーブル/台形	ベビーコーナー
21	システムテーブル/台形	ベビーコーナー

22	チェア(トピー)白木	ベビーコーナー
23	チェア(トピー)白木	ベビーコーナー
24	3Dプレイカーペット/ビッグシティ	ベビーコーナー
25	オリジナル積み木M	ベビーコーナー
26	クーゲルバーン・チャイムラージ	ベビーコーナー
27	マグ・フォーマーベーシックセット62ピース	ベビーコーナー
28	マグ・フォーマークリエイティブセット90ピース	ベビーコーナー
29	ウレタンマット/長方形	ベビーコーナー
30	ウレタンベンチ/ウェーブ	ベビーコーナー
31	スライドパネル/かにのおうち	ベビーコーナー
32	スライドパネル/みつばちとくま	ベビーコーナー
33	ウォールプレイフィッシュ	ベビーコーナー
34	ウォールプレイギア	ベビーコーナー
35	かめさん/ソフトクッションウォーク	ベビーコーナー
36	タイニートット/リトルトンネルキット	ベビーコーナー
37	ルドキット/コンストラクション	ベビーコーナー
38	身長計/キリン	ベビーコーナー
39	プレイハウス/トドラーキャッスルNew	ベビーコーナー
40	リーディングロック	ベビーコーナー
41	ウォールゲーム ドミノホイール	ベビーコーナー
42	ウォールゲーム ドミノチャイム	ベビーコーナー
43	ミディアムブロックセット/100ピース	プレイスペース (2)
44	ウレタンベンチ/ウェーブ	プレイスペース (2)
45	木の四輪バイク	プレイスペース (2)
46	三輪車Vハンドル/アカ	プレイスペース (2)